

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（614）」

2. 日時：平成29年7月25日 16時00分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階 実用炉審査課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

村上安全審査官、中原安全審査官、照井安全審査官、櫻井安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループマネージャー 他4名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性における「10条 誤操作の防止」のうち中央制御室の制御盤について、「12条 安全施設」のうち共用設備について、「17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ」のうちバウンダリ拡大範囲について、及び「33条 保安電源設備」のうち非常用蓄電池について事実確認を行った。

（2）原子力規制庁から、今後必要に応じて指摘等行っていく旨伝えた。

（3）東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：（平成29年6月16日提出資料と同じ）

・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について